



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 7月28日金曜日 第1781号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	649
土地改良区の定款変更の認可.....	650
市営土地改良事業の施行の同意.....	650
保安林の指定の解除.....	650
保安林予定森林.....	650
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	650
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	650

道路の位置の指定.....	651
---------------	-----

監 査 公 表

今治地区工業用水道管理事務所、今治病院、南宇和病院、銅山川発電所、三島病院、新居浜病院、松山発電工水管理事務所、西条地区工業用水道管理事務所、中央病院、公営企業管理局総務課、発電工水課、県立病院課..... 651

正 誤

平成18年 7月21日付け第1779号外 2 中..... 652

告 示

○愛媛県告示第1133号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 7月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
セブンスター石井店	松山市東石井町327番1外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,578㎡	2,397㎡	平成19年 3月19日	平成18年 7月18日
		駐輪場の位置	4箇所	3箇所		
		荷さばき施設の位置	店舗敷地南東側	店舗敷地南側		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	2箇所 84.9㎡	1箇所 70㎡		
		駐車場の自動車の出入口の位置	店舗敷地北西側	店舗敷地南西側		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から 午後5時まで	午前6時から 午後8時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年7月28日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、四国中央市から協議のあった市営土地改良事業（ほ場整備事業・大境西地区）の施行に平成18年7月13日同意した。

平成18年7月28日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1136号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年7月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町麦ヶ浦422の2
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1137号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年7月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市朝倉上甲42の3、甲56、甲58、甲61の2、甲62、甲63、甲71、甲113の1、甲113の2、甲163の1、甲163の3、甲186の1、甲190の1、甲190の2、甲191の1、甲191の2、甲194の2、甲248、甲249の1、甲249の4から甲249の9まで、甲249の11、甲249の12、甲2980、甲2982、甲2987、甲2988、甲3005、甲3008、甲3027の1、甲3028の1、甲3035、甲3039の1、甲3040、甲3060、甲3068、甲3083の1、甲3083の2、甲3085、乙35、乙36、乙37の1、乙38、乙56、乙57の1、乙57の2、乙59、乙69、乙70の1、乙71、乙82の1、乙83、乙89の3から乙89の5まで、乙90の1、乙91、乙92、乙94、乙96、乙98の1から乙98の3まで、乙102、乙103の1から乙103の5まで、乙104の1から乙104の3まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1138号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年7月28日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成18年7月28日から8月11日まで

○愛媛県告示第1139号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、八幡浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年7月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
八幡浜市
八幡浜市北浜一丁目1番1号
代表者 八幡浜市長 高橋 英吾
八幡浜市1557番地の1
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
八幡浜市大島字須ノ元2番耕地4番地先の公有水面
 - (2) 区域
次の1点から4点までを順次直線で結んだ線並びに4点と1点を結ぶ昭和55年9月23日秋分の満潮位（C・D・L・+2.38メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域
基点（八幡浜市大島に設置されたGPS基準点）は、北緯33度22分54秒、東経132度20分34秒の地点
1点は、基点から真北329度36分37秒28.89メートルの地点
2点は、1点から真北54度41分07秒5.39メートルの地点
3点は、2点から真北145度24分17秒24.83メートルの地点
4点は、3点から真北232度33分51秒6.32メートルの地点

(3) 面積

143.95平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭57年1月20日 愛媛県指令56河第1005号

4 しゅん功認可年月日

平成18年7月28日

○愛媛県告示第1140号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年7月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 愛南町長 谷口 長治

南宇和郡愛南町城辺甲4179番地2

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡愛南町網代350番2から同248番2に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町網代350番2地内の本谷物揚場に設置された金属錐)は、北緯33度02分12秒、東経132度24分18秒の地点

1点は、基点から真北213度07分17秒2.61メートルの地点

2点は、1点から真北199度23分59秒2.03メートルの地点

3点は、2点から真北289度23分59秒3.86メートルの地点

4点は、3点から真北199度23分59秒44.97メートルの地点

5点は、4点から真北109度23分59秒3.86メートルの地点

6点は、5点から真北172度07分04秒0.50メートルの地点

7点は、6点から真北262度07分04秒3.86メートルの地点

8点は、7点から真北172度07分04秒65.49メートルの地点

9点は、8点から真北82度07分04秒3.86メートルの地点

10点は、9点から真北172度07分04秒3.53メートルの

地点

(3) 面積

2,157.43平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年3月15日 愛媛県指令15港第339号

4 しゅん功認可年月日

平成18年7月28日

○愛媛県告示第1141号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年7月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

四国中央市下柏町字荒神ノ浦111番1

2 申請人の住所氏名

四国中央市中曾根町1781番地3

日新商事株式会社

代表取締役 吉岡 豊彦

3 図面省略

監査公表

○公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年7月28日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光

同 玉井 実 雄

同 竹田 祥 一

同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今治地区工業用水道管理事務所	平成18年5月31日
今 治 病 院	"
南 宇 和 病 院	"
銅 山 川 発 電 所	平成18年6月5日
三 島 病 院	"
新 居 浜 病 院	"
松山発電工水管理事務所	平成18年6月9日
西条地区工業用水道管理事務所	"
中 央 病 院	平成18年6月12日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	"
発 電 工 水 課	"
県 立 病 院 課	"

(監査の結果)

平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

(1) 営業未収金（納期到来分）については、早期回収により一層の努力が望まれる。

（平成18年3月31日現在 単位：円）

Table with 4 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b). Rows include 西条地区工業用水道給水料金, 今治地区工業用水道給水料金, and 計.

(2) 営業外未収金（納期到来分）については、早期回収により一層の努力が望まれる。

（平成18年3月31日現在 単位：円）

Table with 4 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b). Rows include 西条地区工業用水道超過料金, 西条地区工業用水道壬生川幹線工事負担金, and 計.

(3) おおむね安定した経営がなされているが、今治地区工業用水道事業においては、実績給水量がやや増加したものの、代表的地場産業であるタオル業界の不振により、給水率は43.29%と依然として低水準であり、需給関係は改善されていない。

また、西条地区工業用水道事業においては、契約給水量が前年度に比べて日量2,355m³増加したものの、未だ計画給水量の22.87%にとどまっている状況にあり、建設事業が平成18年度末で終了すると、建設仮勘定に整理されている未稼働資産を本勘定へ振り替えることにより、費用としての計上額が大幅に増加し、厳しい経営状況となることは必至である。

このような状況のなか、高金利時代に借り入れた企業債を低利なものに借り換えるなど、経営改善に向けた取組はなされているが、今後とも、工業用水需要の確保に一層の努力が望まれるとともに、関係機関との連携により未利用水の有効活用が図られることが望まれる。

2 土地造成事業

中小企業向け工業団地については、県内外の企業4社に売却されているが、今後も引き続き、未処分地について早期の売却等が望まれる。

3 病院事業

(1) 個人医業未収金（納期到来分）については、早期回収により一層の努力が望まれる。

（平成18年3月31日現在 単位：円）

Table with 4 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b). Rows include 中央病院, 今治病院, 三島病院, 南宇和病院, 新居浜病院, and 計.

(2) 医業外未収金（納期到来分）については、早期回収により一層の努力が望まれる。

（平成18年3月31日現在 単位：円）

Table with 4 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b). Row includes 中央病院.

(3) 廃止された県立北宇和病院に係る個人医業未収金（納期到来分）及び医業外未収金（納期到来分）については、県立病院課において適切に債権管理を行うとともに、早期回収に向けて努力が望まれる。

（平成18年3月31日現在 単位：円）

Table with 4 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b). Rows include 個人医業未収金, 医業外未収金, and 計.

(4) 南宇和病院の診療報酬請求事務について、人工腎臓患者の外來診療に係る時間外加算点数の加算漏れにより、515,000円（103件51,500点、平成17年4月から平成18年3月までの1年分）の過小請求となっていた。

(5) 中央病院における日々雇用医師（7名）の賃金について、時間外割増手当単価の計算誤りにより、計552,139円（平成17年12月分）の過支給となっていた。

(6) 経営成績は、県立北宇和病院に係る多額の特別損失の発生に伴い、前年度の純利益4,527万円から、純損失21億1,935万円に転じ、近年縮小傾向にあった累積欠損金は237億6,391万円に増大している。

特別損失を除いた経常損益では600万円の利益を計上しているものの、前年度実績の2,384万円を下回る結果となり、企業債を含む多額の借入金も残され、財政状態は一層厳しくなっている。

このため、中央病院の愛媛PET-CTセンター等を有効に活用し、収益を安定的に確保するとともに、運営面で経済性・効率性の向上を図りながら、費用の抑制・縮減に実効を挙げていく努力が必要不可欠であり、次に掲げる諸課題に積極的に取り組むなど、経営健全化の推進に全職員が総力を結集することが望まれる。

- ① 愛媛PET-CTセンターの利用促進
② 診療報酬の請求漏れ防止
③ 契約事務の適正な執行
④ 債権の適切な管理
⑤ 固定資産・備品に係る台帳類の適切な管理

正 誤

○正 誤

平成18年7月21日付け第1779号外2中

Table with 4 columns: ページ, 箇所, 誤, 正. Row 1 includes 1, 条 例, 規 則.